

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

③出資金……………出資金額

(2)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年～50年

工作物 30年～45年

物品 5年～15年

②無形固定資産……………定額法

(3)引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

退職手当債務から千葉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち香取広域市町村圏事務組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積金額が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が概ね130万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当なし

(4) 過年度修正等に関する事項

前年度末資金残高の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表及び純資産変動計算書の前年度末純資産残高において以下の増減があります。

修正事項	影響額
貸借対照表（現金預金）	255,200円
純資産変動計算書 （前年度末純資産残高）	

(5) 基金借入金（繰替運用）

該当なし

(6) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(7) 一時借入金

なし

(8) 重要な非資金取引

なし